



別記様式第17号（第12条第1号関係）

一般廃棄物処理業許可証

那烏指令まち第167号
令和7年3月26日

住所 栃木県宇都宮市竹下町1459番地3

氏名 有限会社 荒井重車輌

代表取締役 荒井政男 様

那須烏山市長 川俣 純子

印

令和7年3月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可（許可の変更）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項（第7条第10項）（第7条の2第2項）の許可基準に適合するので、次の条件を付して許可します。

許可番号	那須烏山市許可 第3-2号
許可の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更
許可の期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
取り扱う一般廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ごみ <input type="checkbox"/> し尿・浄化槽汚泥
事業の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 収集運搬（積替え・保管を除く。) <input type="checkbox"/> 運搬（荷卸限定) <input type="checkbox"/> 中間処理（処理方法） <input type="checkbox"/> 最終処分（処分方法）
対象区域	那須烏山市全域
処理手数料	適正な原価計算に基づき算出された手数料
環境衛生上必要な措置	(1)南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターへ搬入しなければならない。 (2)南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターへ搬入過程で積替・保管してはならない。 (3)運搬車は、当該一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないものでなければならない。
許可の条件	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守しなければならない。 (2)建物解体に伴うごみに限る。

(教示)

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。